

令和8年8月

お客さま各位

鶴岡信用金庫

各種規定等の一部改定のお知らせ

平素は鶴岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化への取組みの一環として、令和8年9月30日（水）に、手形・小切手の振出期限が到来し、他の金融機関を支払地とする手形・小切手金受付を終了いたします。これに伴い、下記のとおり、「各種預金規定」を変更いたします。

なお、改定後の新規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご了承願います。

記

1. 改定日

令和8年10月1日（木）

2. 対象となる預金規定等

- | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------|
| ・当座勘定規定（一般用） | ・手形用法、為替手形用法、小切手用法 | |
| ・普通預金規定 | ・納税準備預金規定 | ・貯蓄預金規定 |
| ・通知預金規定 | ・定期預金規定 | ・積立定期預金規定 |
| ・定期積金規定 | ・代金取立規定 | |
| ・「鶴岡信用金庫 しんきん通帳アプリ」に関する特約 | | |

3. 主な改定内容について

- （1）振出期限を超えて振り出された手形・小切手は、支払わない旨等を明記しております。
- （2）振出日に記載のない手形・小切手についても、金庫の判断で支払わない場合があります。
- （3）「証券類の受入れ」について、他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の受け入れを禁止いたします。

以 上



1. 当座勘定規定

追加・削除・変更部分

第1条の2（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）＝省略＝ （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用し<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> ①届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名捺印して提出する方法。 ②小切手を使用する方法。 （4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
第8条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 （3）（4）＝省略＝ （5）手形用紙、小切手用紙の<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
第12条（手数料等の引落し） （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第 16 条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第 18 条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>
約束手形用法・為替手形用法 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
小切手用法 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

2. 各種預金規定

（証券類の受入れ） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

3. 代金取立規定

第 1 条（取扱証券類） 手形、小切手、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>
--